

第 3 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

1. 登録基準として I S O ガイド 6 5 を引用する上での留意事項

登録認定機関から事業者への「助言」については、コンサルティングに該当するとして一切規制するのではなく、ある程度の「助言」は認めるべき。

登録認定機関による認定事業者の認定取消要件が、登録機関ごとにバラツキを生じないように、具体的にガイドライン等で示してほしい。

登録認定機関の登録を行う立場の農林水産大臣は I S O ガイド 6 1 を満たす必要があるのではないかと。あるいは独立行政法人農林水産消費技術センターが I S O ガイド 6 1 を満たし、実質的に登録に係る審査を行えばよいのではないかと。

「認定」の用語の使い方が J A S 法と I S O では異なっており、整理が必要。

登録の際の審査は厳格に実施すべき。

経理的基礎の要件については、事業開始に当たり法人登記の関係で費用がかかる等、初年度に欠損を抱えている場合もあり、柔軟に運用してほしい。

事後チェック体制を整備することによる生産者のコスト増などを懸念。

I S O 9 0 0 0 又は H A C C P の監査との重複がなくなるよう、何らかの調整が必要。

2. 登録格付機関等による 種格付の廃止の可否

林産物については、公共建築用のほか、無等級材が使用可能な場合でも、ある性能について確認するためにスポット的な格付の需要があり、それに対応するためには 種格付があったほうがよい。

林産物のうち、最終製品の検査のみにより J A S 規格への適合性が担保できる品目については、品質のボトムアップを図る観点から、種格付から自己格付へ段階的に発展させていくべき。

畳表は手工業的な製品であり、原料や農家の技術力によって品質が異なり、自己格付では公平性・信頼性に欠ける。

品目を限定して 種格付を存続させる場合でも、J A S 規格のある 8 1 品目の線引きについて、誰がどのように行うのか。

加工食品についても、地域の公的機関から J A S 格付品を求められる場合があり、仮に 種格付を廃止する場合でも、十分な経過措置期間が必要。

地域で J A S 格付品に対するニーズがある場合は、安易に 種格付を廃止すると、中小メーカーの切り捨てになってしまう。

種格付を存続させることにより、日本の手工芸産業を守ることができるのであれば、存続に賛成。

3. 種格付に代えて、流通業者、輸入業者等が認定を受けて格付を行えるようにする案について

生系の流通業者は零細で、検査を行うのは困難であり、商品の円滑な流通を維持するためにも、種格付が必要。

流通業者・輸入業者等で認定業者になる者が現れない場合、流通に支障が出る恐れがあり、少なくとも流通業者等の体制が整うまでは種格付が必要。

流通業者・輸入業者で認定を受ける者がいなければ、例えば中小零細企業の実態を把握している検査機関が認定を受けて格付を行うことはできないか。

流通業者や輸入業者といった業種分けが難しい場合があり、業種分けをせず、検査・格付を行う能力がある者であれば認定してはどうか。

4. 登録認定機関による最終製品のチェック

基本的には賛成であるが、さらに、認定事業者が行う自己格付についても、検査の部分については第三者による検査を義務づけてはどうか。

不正が後を絶たない状況にあって、民間企業においてコンプライアンスを根付かせるための仕組みが必要。

5. JASマークへの登録認定機関名の付記

消費者への情報提供、あるいは登録認定機関に責任を持たせる観点から、JASマークへの登録認定機関名の表示は必須。

可能であれば、認定番号まで表示すべき。

登録認定機関はISOガイド65に基づき認められた機関であり、登録認定機関間の差はないことから、登録認定機関名の表示は不要。

登録認定機関が充実するまでの措置としては理解できる。

登録認定機関名を付記させても、必ずしも不正防止にはつながらず、むしろ表示が煩雑になり、メーカーの負担になる。

6. その他

JASマークは消費者にとって安心のよすがとなっている。

例えば、伝統工芸JASのような仕組みがあれば、畳表のような産業も守っていけるのではないか。